



2016年12月1日

広報とびしま

12月4日(日)～10日(土)は人権週間

—人権週間のお知らせ—

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とは達成すべき共通の基準として、1948年(昭和23年)12月10日の第3回国際連合総会で採択されました。国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところです。

そこで、本年も、12月4日(日)から10日(土)までの一週間を「第68回人権週間」と定め、左記のとおり各種啓発活動等を実施することとしましたのでお知らせします。

1 ポスター掲示

●日時

12月4日(日)～10日(土)

●場所

JR、名古屋市営地下鉄等の各鉄道駅構内

●内容

人権週間周知ポスターの掲示

2 映画会

●日時

12月3日(土)

●場所

鯉城ホール(伏見ライフプラザ5階)

●内容

ちよつと素敵な映画会

【第1部】

午前10時～

映画「あん」の上映

【第2部】

午後1時15分～「第36回全国中学生人権作文コンテスト愛知県大会」の表彰式

午後3時～

映画「博士と彼女のセオリー」の上映

12月3日(土)～9日(金)は障害者週間です

障害者週間は、障がいや障がいのある方に対する地域の皆さんの関心・理解を深めるために定められました。

村内には、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方のほかにも、発達障がいや難病など、何らかの「生きづらさ」を抱えて生活している方がいます。

障がいには、生まれつきのものだけではなく、例えば、交通事故で手足が不自由になったり、脳梗塞で半身不随になったり、また仕事のストレスや人付き合いに疲れて精神障がいになる場合があります。

このように私たちの誰もが、障がい者になる可能性があるのです。

障がいを理解し、障がいのある方でもない方も誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを目指しましょう。

●問合せ先

すこやかセンター内保健福祉課

「牡丹鍋(ししなべ)で忘年会プラン」の御案内

森の初冬の装いを窓越しに見ながら牡丹鍋を囲んで、グループでのんびり、ぼかぼか、ほっこりしませんか。

●日時

12月1日(木)～28日(水)

●場所

愛知県民の森 モリトピア愛知(新城市)

●内容

期間中に、一グループ八名以上でモリトピア愛知に御宿泊いただくと、通常料金よりお安く御利用いただけます。この機会にぜひ、愛知県民の森へお越しください。

●宿泊費

一泊二食付き

大人一人7,600円～

(土曜日は除く)

●申込方法

電話にてお申込みください。

●問合せ先

愛知県民の森(モリトピア愛知)

TEL 0536-32-11262

FAX 0536-32-11273